

申請を  
受け付けています

## 多子家族へ学校給食費を助成します

多子家族の経済的負担を軽減するため、小・中学生が3人以上いる世帯へ、3人目以降の学校給食費を半額助成します。

▼助成対象 次の条件をすべて満たしている家族

- ①保護者等が市内に住所を有している
- ②保護者等が養育する小・中学生が3人以上いる
- ③弘前市子ども医療費受給資格証またはひとり親家庭等医療費受給資格証を有している
- ④学校給食費に滞納がない
- ⑤他の制度により学校給食費の助成等を受けていない

▼助成金額 給食実施日数に1食当たりの給食

費の2分の1を乗じた額（最大日数：小学生＝185日分、中学生＝190日分）

▼申請場所 助成の対象となる3人目以降の児童生徒が在籍する小・中学校

▼申請に必要なもの 令和元年度弘前市多子家族学校給食費助成金交付申請書／弘前市子ども医療費受給資格証の写しまたはひとり親家庭等医療費受給資格証の写し

▼申請期限 9月30日（月）

■問い合わせ先 学務健康課 保健給食係（☎82-1835）



地震に備えて  
対策しましょう

## 木造住宅の耐震化を支援

### 木造住宅の耐震診断員を派遣

木造住宅の耐震化を促進するため、市が耐震診断員を派遣し、耐震診断を行います。

▼対象住宅 市内にある、①～④の要件すべてに該当する住宅

- ①昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- ②一戸建ての専用住宅または併用住宅で地上階数が2以下のもの
- ③在来軸組構法または伝統的構法によって建築された木造住宅であること
- ④現在居住している住宅であること

▼対象者 対象住宅を所有し、かつ、当該住宅に居住する人など

▼診断費用 申込者負担として、1戸当たり8,000円（延べ面積が200㎡以下の場合）

▼申請期限 11月29日（金）

▼募集戸数 8戸程度（先着順）

### 木造住宅耐震改修補助金（建替えも対象）

耐震改修工事または建替え工事に要する経費の一部を補助します。

▼対象住宅 市内にあり、上記（木造住宅の耐震診断員を派遣）の対象要件①～③と、下記の要件

- ④・⑤のすべてに該当する住宅
- ④耐震診断により倒壊する可能性がある」と判定さ

れたもの

⑤耐震診断以降、増改築されていないもの

▼対象者 次の①・②のいずれにも該当する人

①対象住宅を所有し、かつ当該住宅に居住する人等

②平成30～令和元年度の市税等に滞納がない人

▼対象工事 市内に本店を有する施工業者が行う次のいずれかの工事

A. 耐震技術者（青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者）が耐震改修計画を作成し、工事監理を行う工事で、住宅全体の上部構造評点のうち最小の値が1.0以上となる工事

B. 耐震診断により倒壊する可能性がある」と診断された住宅を除却し、同一敷地内において行う建替え工事

▼補助金額 補助対象経費に23.0%を乗じて得た額または82万2,000円のいずれか低い額

▼申請期限 11月29日（金）

▼募集戸数 2戸程度（先着順）

～共通事項～

▼その他 補助金の交付決定前に着手した工事は対象外。上記以外にも条件等がありますので、詳しくは事前に問い合わせを。

※申請書および詳細は建築指導課（市役所3階）で配布しているほか、市ホームページに掲載しています。

■問い合わせ・申請先 建築指導課（☎40-7053）

あなたの声を  
市政に反映

## 「弘前市文化施設個別施設計画案」への意見募集 （パブリックコメント）

市では、文化施設の整備に係る個別施設計画案を作成しましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

▼募集期間 9月19日（木）～10月17日（木・必着）

▼閲覧方法

○市のホームページから閲覧

○次の場所で閲覧（土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時）

文化スポーツ課（市役所4階）、岩木総合支所総務課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（駅前町、ヒロロ3階）、市民課城東分室（末広4丁目、総合学習センター内）、各出張所

▼対象者

①市内に住所を有する人

②市内に事務所等を有する人または団体など

③市内に勤務する人

④市内の学校に在学する人

⑤本市に対して納税義務を有する人または寄付を行う人

⑥本計画案に利害関係を有する人

▼提出方法 指定の様式または任意の様式に、住所、氏名（法人などの場合は名称および代表者氏名）、在住・在学の別（任意様式の場合は対象①～⑥のいずれか）、件名（任意様式のみ、「弘前市文化施設個別施設計画案への意見」など）を記入し、次のいずれかの方法で提出を。

①郵送…〒036-8551、上白銀町1の1、文化スポーツ課宛て

②文化スポーツ課へ直接持参（土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分～午後5時）

③ファクス…35-3884

④Eメール…bunspo@city.hirosaki.lg.jp

⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函…市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室・城東分室、各出張所に設置  
※記入漏れなどがある場合は意見として受け付けませんので、ご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。

▼意見の公表など 寄せられた意見などは、計画策定の参考とするほか、後日集約し、住所・氏名を除き、対応状況を市ホームページで公表します。なお、個別の回答はしませんので、ご了承ください。

■問い合わせ先 文化スポーツ課（☎40-7015）

### シリーズ⑤ どうする空き家!?

空き家に関する役立つ情報を  
定期的にお知らせします

## 空き家はしっかり管理しましょう

～定期的な点検と補修が必要です～



空き家が周辺に迷惑をかけないようにするためには、定期的なメンテナンスが必要です。日頃から、建物の状態を点検し、不良箇所が見つかった場合は計画的に補修を行いましょう。

■問い合わせ先 建築指導課（☎40-0522）

### ☑ チェックリスト

☐屋根

- 屋根材の異常（変形、剥がれ、破損など）
- アンテナの異常（傾き、倒れなど）
- 瓦のずれ、落下
- 屋根雪の隣地への落雪

☐外壁

- 外壁材の異常（穴、浮き、剥がれ、ヒビ、落書きなど）

☐窓、ドア

- ガラスの割れ、施錠、ヒビ、開閉の不具合など

☐家の中

- 雨漏り（天井や床に湿ったシミができているなど）
- 床の傾き
- カビの大量発生
- ドアなどの開閉の不具合
- 壁紙が波打っている

☐家のまわり

- 異臭、ごみなどの不法投棄
- 多数の害虫発生（ネズミ、蜂・蚊など）
- 雑草、樹木の繁茂

☐土台、基礎

- 土台・基礎の異常（ヒビ、割れ、腐朽など）